

憲法改正国民投票法案について

日本大学教授 百地 章

1、速やかに国民投票法の制定を

国民投票法は、国会法や内閣法などと同じ憲法付属法律であり、本来、憲法公布と同時に整備されていなければならなかった。未だに制定されていないのは、疑問。憲法改正のための国民投票は、国民が直接、主権を行使する唯一の機会。平成17年の最高裁判決に照らしても、立法不作為は違憲の疑いあり。

2、国民投票法案の内容をめぐって

(1) 基本原則について

国民投票の対象を憲法改正に限定したのは当然

「承認」の要件を「有効投票総数の過半数」にした点は、きわめて妥当

(2) 国民投票運動について

基本的な考え方

・「国民投票権の行使」と「選挙権の行使」とは異なるが、政治的・社会的混乱を回避し、投票運動の「公正性」をはかるためには、一定の制約はやむをえない。公務員の政治活動につき、国公法・地公法の適用除外を削除したのは、きわめて妥当

・国民投票運動は、選挙運動と比較して、はるかに高度の政治性を有すること

・昭和49年の最高裁判決（猿払事件）は、公務員の政治活動の制限を合憲としており、政治行為の禁止は「意見表明」そのものの制約が目的ではなく、あくまで「行動」のもたらす弊害を防止することにあると判示

公務員・教育者の地位利用を禁止したのは、妥当

メディア規制について、影響力の特に大きなテレビ等につき、放送法の適用を明記したのは妥当

3、今後の課題 附則記載事項について

- ・公務員の政治活動 最高裁判決（猿払事件）の趣旨にてらせば、当然制限あり
- ・3年間の凍結期間については疑問も しか、憲法審査会で積極的な憲法改正論議や改正案作りを